

薬生水発0930第7号

令和元年9月30日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第59号）が令和元年9月30日に公布され、令和2年4月1日から施行される予定である。

これに伴う改正の趣旨、改正の内容及び留意事項は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏なきよう期されたい。

また、各都道府県におかれては、貴管下の市及び特別区並びに都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者へ周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第1 改正の趣旨

水道施設におけるサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）の規定の整備を行うものであること。

第2 改正の内容

水道施設におけるサイバーセキュリティ対策を強化する観点から、水道施設に備えるべき要件として、施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置が講じられたものであることを加えるものであること。

第3 留意事項

- 1 「施設の運転を管理する電子計算機」とは、制御系システム（浄水場の監視制御、ポンプ場の運転、水運用等）に使用されている電子計算機をいうものであること。

なお、「電子計算機」とは、コンピューター全般を指し、情報システムを構成するサーバ、端末、周辺機器等の装置全般をいう。

- 2 制御系システムに使用されている電子計算機について、次の措置が講じられていること。
 - ・ 電子計算機へアクセスする者について主体認証を行うことができる機能を有すること。
 - ・ 不正プログラム対策として、アンチウイルスソフトウェアが導入され、常に最新の状態が保たれていること。また、自動検査機能が有効となっていること。
 - ・ セキュリティ更新プログラムの提供等のサポートが終了したオペレーティングシステム（OS）が使用されていないこと（外部ネットワークからの分離、USBメモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策等、不正プログラムの進入を防ぐ措置が講じられている場合はこの限りではない）。
 - ・ 電子計算機は、障壁、施錠等により他の区域から隔離され、人の入退出を管理することができる場所に設置すること。可搬性のある電子計算機（モバイルパソコン、携帯端末等）についてはこの限りではないが、施錠できる保管庫で保管すること、常に携帯することなど、盗難等のおそれがないよう適切に管理すること。